

2021年12月23日

ご依頼させて頂きました経済団体各位

デジタル臨時行政調査会事務局
規制改革推進室

デジタル化を阻害する規制に関するアンケートの御願い

デジタル社会の構築は、岸田政権の最重要課題であり、その実現のためには、デジタル原則のもと規制改革・行政改革を一体的に進めていく必要があります。

当事務局と規制改革推進室は、デジタル化を阻害する規制を一括で法令改正すべく、規制の洗い出しをしており、デジタル臨時行政調査会において、来年春に公表を予定しています。

デジタル化を阻害する規制については、例えば、押印を求める規制(電子署名等で代替)や、申請に書面・対面を求める規制(電子申請等で代替)、常駐・選任を求める規制(監視カメラやセンサーなどで代替)などがあります。

当事務局と規制改革推進室は、デジタル化を阻害する多くの規制を洗い出すため、貴団体の参加企業様から御要望を広く頂きたく存じます。つきましては、実施要領をご確認の上、アンケートに御回答頂けると幸いです。

【実施要領】

1. (別紙)の例を参考に「法令等名」、「該当条文等」、「要望の具体的内容(課題・緩和の方向性)」などを入力フォーマットに御入力頂けると幸いです。

入力フォーマットに事例を記載していますので、ご参考にして頂けると幸いです。

◇ 法令だけでなく、通知・通達やガイドライン、指針のレベルについても、ご要望頂きたく存じます。

(図表)原則②「デジタル完結・自動化原則」常駐・専任の例

種別	法令等名	該当条文等	該当条文等内容
法律	旅行業法	第11条の2 第1項 第11条の2 第4項	第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。)は、 営業所ごとに、一人以上の第六項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任 して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス(運送等サービス及び運送等関連サービスをい

		<p>う。以下同じ。)の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。</p> <p>4 旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることができない。</p>
--	--	--

2. 提出方法・期限

(別紙)ファイルに続ける形で入力の上、令和4年1月21日(金)までに、下記共通アドレスにメールにて送付願います。

デジタル臨時行政調査事務局 Digirin.Economy@digital.go.jp

ご質問等は下記メンバーにご連絡下さい。

奈倉 順	03-6771-7493
大久保康太	03-6771-7494
小澤 卓也	03-6771-7495
井口 道雄	03-6771-7496
新村 直哉	03-6891-0169

3. ご留意事項

「法令等名」、「該当条文等」、「要望の具体的内容(課題・緩和の方向性)」など、デジタル庁が規制所管府省府省と協議する上で、必要な情報が不足する場合は検討対象外となりますので、予めご留意ください。ご要望を確認するため、連絡先欄の方にご連絡させて頂くことがあります。

なお、本アンケートは、複数の経済団体に送付していることから、貴団体が参加企業に配布する場合には、「何れか一つの経済団体にご回答頂く」ようお願い下さい。

以上

(参考) デジタル原則と点検の方向性

<p>第7層 新たな価値の創出</p>	<p>改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)</p>	
<p>アーキテクチャ</p>		<p>構造改革のためのデジタル原則</p>
<p>第6層 業務改革・BPR/組織</p>	<p>原則① デジタル完結・自動化原則</p>	<p>書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。</p>
<p>第5層 ルール</p>	<p>原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)</p>	<p>一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。</p>
<p>第4層 利活用環境</p>	<p>原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)</p>	<p>公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。</p>
<p>第3層 連携基盤</p>	<p>原則④ 相互運用性確保原則</p>	<p>官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。</p>
<p>第2層 データ</p>	<p>原則⑤</p>	<p>ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。</p>
<p>第1層 インフラ</p>	<p>共通基盤利用原則</p>	

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

<p>①デジタル完結・自動化原則</p>	<p>①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること</p> <p>①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること</p> <p>①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること</p>
<p>②アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）</p>	<p>②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること</p> <p>②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること</p> <p>②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること</p> <p>②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること</p>
<p>③官民連携原則 （GtoBtoCモデル）</p>	<p>③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI・UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC）</p> <p>③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること</p> <p>③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること</p>
<p>④相互運用性確保原則</p>	<p>④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること</p> <p>④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ロックインを回避すること</p> <p>④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコルフットィングを確保すること</p> <p>④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること</p>
<p>⑤共通基盤利用原則</p>	<p>⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること</p> <p>⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること</p> <p>⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること</p> <p>⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること</p>